

# 都市計画道路内における建築許可の運用基準

平成 16 年 3 月 31 日

杉並第 38067 号

改正 平成28年 3 月31日杉並第68045号

都市計画道路に関する都市計画法第53条第 1 項の規定に基づく許可取扱いについては、下記のとおりとする。

## 許可取扱基準

- 1 当該建築物が次の各要件に該当するときは、許可をすることができる。
  - (1) 市街地開発事業（区画整理、再開発など）等の支障にならないこと。
  - (2) 階数が 3 以下、高さが 10m 以下であり、かつ地階を有しないこと。
  - (3) 主要構造部（建築基準法第 2 条第 5 号に定める主要構造部をいう。）が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること。
  - (4) 建築物が都市計画道路区域の内外にわたる場合は、将来において、都市計画道路区域内の部分を分離することができるよう、設計上の配慮をすること。
- 2 上記(3)における「その他これらに類する構造」とは、壁式サーモコン造、壁式プレキャストコンクリート造、組立鉄筋コンクリート造、ALCパネル構造をいう。
- 3 本基準における、階数、高さ、地階の定義及び算定方法については、建築基準法施行令第 1 条及び第 2 条に定めるところによる。

## 附 則

この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則（平成 28 年 3 月 31 日杉並第 68045 号）

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。